

月例研究会 (2014年1月22日)

新日本窒素労働組合と水俣病患者団体・支援団体との連携関係の形成と展開

鈴木 玲

本報告は、(1) 新日本窒素労働組合(新日窒労組)は、なぜ企業別組合の枠組みを超えて水俣病患者団体・支援団体と連携したのか、(2) 新日窒労組は連携パートナーとどのような関係を結び、連携関係がどのように継続したのか、という研究課題について検討した。

新日窒労組は、1962年7月から1963年1月まで、「安定賃金制度」に反対する183日にわたる争議(ストとロックアウト)を闘った。会社がロックアウト宣言をした翌日、学卒者(職員)が中心となり第二組合(新日本窒素水俣工場新労働組合、新労)が結成された。しかし、第二組合の組合員は予想されたほど増加しなかった。そのため、経営側は争議妥結後に新日窒労組の勢力を弱める為あらゆる手段を使った。

新日窒労組の水俣病問題の対応についてみると、水俣病が1956年に公式確認された後も、新日窒労組は水俣病問題にほとんど関心を払わなかった。組合分裂後も、新日窒労組は直ちに水俣病問題に取り組んだわけではなかった。組合員はチッソの工場排水が水俣病の原因であることをわかってはいたが、経営側と新労の組合攻撃の対応に追われていた。組合が水俣病問題に本格的に取り組むを始めたのは、68年1月の「水俣病対策市民会議」結成以降である。同年8月の第31回定期大会は、「今まで水俣病と闘えなかったことは、正に人間として、労働者としてはずかしいこと」であるとすする「恥宣言」を決議した。新日窒労組の水俣病問題の取り組みの背景には、分裂後に差別や迫害を受けた組合員の意識変化があったとされる。

新日窒労組は「恥宣言」以降、水俣病患者団体や支援団体と連携を組んだ。連携の相手は、支援団体では、水俣病対策市民会議(市民会議)や水俣病を告発する会(告発する会)であった。

新日窒労組の組合員の半分(約500人)が市民会議に個人加盟した。もう一つの社会運動組織の告発する会は、訴訟派患者の裁判闘争を支援するために1969年に熊本で結成された組織であったが、東京、大阪、福岡など主要都市にも「告発する会」が結成され、全国的に水俣病闘争支援の緩やかなネットワークが形成された。新日窒労組、市民会議および告発する会は、水俣病患者のうち「訴訟派」と「直接交渉派」と連携した。新日窒労組は、訴訟派患者の援助、原告側への情報提供および裁判証言者の提供などの支援を行った。また、第三者機関が提示した低額な補償金に抗議した「公害スト」(1970年5月)も実施した。

新日窒労組は、当初の患者を支援するという立場から、組合員と患者が「運命共同体」であるという立場をとるようになり、運動間の相互関係が強まった。「運命共同体」という認識の背景には、新日窒労組が水俣病問題に取り組んだ時期とほぼ同時期に、チッソ水俣工場の撤退・首切り問題が浮上したことがある。チッソは、1970年7月に水俣工場の「新規事業計画」を発表した、赤字の原料製造ラインを停止して70年7月の1,579人の従業員数を71年3月までに930人に削減する計画を発表した。新日窒労組は、この計画を「水俣工場の撤退・首切り」と捉え反対し、「悪辣非道なチッソ工場大縮小・首切の前に、水俣工場全労働者もまた、水俣病患者家族の人たちの状況とだんだん似てきており……チッソは水俣病の次に水俣からの実質的の逃亡をはかろうとしているのだ」と主張した。水俣病患者家族も工場が撤退したら賠償金を払わないのではないかと懸念して水俣工場撤退に反対し、署名活動等に協力した。組合員と患者との相互関係がさらに強まったのは、チッソのメインバンクである興銀に対して行った闘争である。新日窒労組はチッソの財務状況を分析して、興銀が「支払利息の3年間の棚上げ」をすれば130億円が捻出できることをつきとめた。そして、訴訟派と自主交渉派の患者や市民会議とともに、72~73年にかけて興銀がチッソの経営に共同責任を求める闘争を展開した。(すずき・あきら 法政大学大原社会問題研究所教授)